(ｲ)　経験　次のいずれかを有する。
1）大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者
2）公共建築工事標準仕様書（・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者
(ｳ)　実績　上記ア(ｳ)に同じ。

ウ　配置予定主任技術者（土木）
配置予定主任技術者（土木）については、次の(ｱ)から(ｲ)に示す条件をすべて満たす者である。
(ｱ)　資格　次のいずれかを有する。
1）技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））
2）一級土木施工管理技士
3）土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者
4）㈱全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
5）ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）
6）1）～5）と同等以上の資格を有すると認められる者
(ｲ)　実績　上記ア(ｳ)に同じ。

エ　配置予定主任技術者（環境）
配置予定主任技術者（環境）については、次の(ｱ)から(ｲ)に示す条件をすべて満たす者である。
(ｱ)　資格　次のいずれかを有する。
1）技術士（（総合技術監理部門：環境部門関連科目）、（環境部門）又は（建設部門：建設環境科目））
2）ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（建設環境部門に限る）
3）技術士補（環境部門）
4）1）～3）と同等以上の資格を有すると認められる者
(ｲ)　実績　平成17年４月１日から公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）
1）同種業務：日本国内外における環境影響評価業務（準備書及び評価書作成業務）
2）類似業務：日本国内外における環境影響評価業務に関するコンサルタント業務
なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した地方防衛局等の発注した業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

オ　配置予定担当技術者（建築、電気、機械）
配置予定担当技術者（建築、電気、機械）については、次の(ｱ)から(ｲ)に示す条件をすべて満たす者である。
(ｱ)　経験　次のいずれかを有する。
1）大学卒業後５年以上、短大・高専卒業後８年以上、高校卒業後11年以上の実務経験の能力を有する者
2）公共建築工事標準仕様書（・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者
(ｲ)　実績　上記ア(ｳ)に同じ。

カ　配置予定担当技術者（土木）
配置予定担当技術者（土木）については、次の(ｱ)から(ｲ)に示す条件をすべて満たす者である。
(ｱ)　資格・経験　次のいずれかを有する。
1）技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））、技術士補（建設部門）
2）一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
3）土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者
4）㈱全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
5）ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の建設部門に限る）
6）「管理技術者に必要とされる同種業務の実績」と同様の実務経験が１年以上の者
7）公共工事の発注者（※１）として技術的実務経験（※２）が10年以上の者
8）1）～7）と同等以上と認められる者
※１「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、地方公共団体等で職員として従事したことをいう。
※２「技術的実務経験」とは、工事に係る設計・積算・工事監督等の実務経験をいう。
(ｲ)　実績　上記ア(ｳ)に同じ。

キ　配置予定担当技術者（環境）
配置予定担当技術者（環境）については、次の(ｱ)、又は(ｲ)に示す条件を満たす者である。
(ｱ)　資格　次のいずれかを有する。
1）技術士（（総合技術監理部門：環境部門関連科目）、（環境部門）又は（建設部門：建設環境科目））
2）ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（建設環境部門に限る）
3）技術士補（環境部門）
4）1）～3）と同等以上の資格を有すると認められる者
(ｲ)　実績　上記エ(ｲ)に同じ。

ク　配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）
配置予定技術員（建築、電気、機械、土木、環境）については、２年以上の実務経験を有する者とする。

⑻　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

⑼　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目
本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。
ア　企業の実績及び能力
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　配置予定主任・担当技術者の経験
エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
オ　評価テーマに対する技術提案

⑵　総合評価の方法
ア　評価値の算出方法
価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。
イ　価格評価点の算出方法
価格評価点の満点は20点とし、算出方法は以下のとおりとする。
価格評価点＝20点×（１－入札価格／予定価格）
ウ　技術評価点の算出方法
技術提案書の内容に応じて次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。
配置予定管理技術者についてはヒアリングを行う。
(ｱ)　企業の実績及び能力
(ｲ)　配置予定管理技術者の経験及び能力
(ｳ)　配置予定主任技術者の経験
(ｴ)　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
(ｵ)　評価テーマに対する技術提案
技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

⑶　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、価格及び⑴アからオをもって入札を行い、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、⑵によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。